

収入印紙  
 10万円以下 200円  
 50万円以下 400円  
 100万円以下 1,000円  
 500万円以下 2,000円

# 貸付金借用申込書

## 兼 借用証書

(様式貸付01号)

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様 平成 年 月 日

下記のとおり申込みますので、貸付をお願いします。  
 貸付を受けたうえは、静岡県教職員互助組合の貸付に関する規定を遵守し、この借入金の弁済の履行について一切の責任を負い、これに違反したとき及び退職時に弁済が未完了のときは、一括清算いたします。  
 なお、退職金が支給される場合には、その残高については退職金を充当することに承諾いたします。

所属所コード										組合員番号									
所属所名										職名									
フリガナ										加入年月									
組合員氏名 (自署)										生年月日									
給料月額 (本俸)										円									
送金先										口座番号									
金融機関コード										口座名義(カタカナ)									
銀行 信用金庫 労働金庫 農協										支店 普通									
貸付種別 (借用種別に○印)										借金額 (10万円単位)									
01 生活資金										円									
02 生活福祉資金										円									
03 オートローン										円									
07 生活災害資金										円									
08 結婚資金										円									
06 教育資金										円									
借用理由										(必須) 該当する借用理由に○印又は理由をご記入。生活福祉資金の場合は、その他記入欄に用途内訳を記入。 1 車購入 2 住宅資金 3 物資購入 4 学資資金 5 生活資金 6 結婚資金(本人・子弟(続柄 )) 7 その他 [ ]									
該当する場合 ○印又は記入										差引貸付 現在弁済中の (生活資金・生活福祉資金・オートローン・教育資金) 貸付残額を上記の借金額から差引いて貸付の借換えを申込みます。 一括返済 現在借用中の貸付残額を一括返済し、( 資金) 貸付を申込みます。									
所属所記入欄										上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明し、貸付は適当であることを認めます。 平成 年 月 日 所属所長氏名 [職印] 事務取扱者氏名 [印]									
裁定										貸付実行日 貸付番号 調査 受付日									

(特記事項)

- 貸付利率は、年利1.80%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利率等により変動する可能性があることに同意するものとする。
- 借受人が組合員としての資格を喪失したときは未償還額の全額を一括清算するものとし、互助組合が指定する期日までに清算を行わない場合は、その元金に対して民法で定める割合の遅延損害金を支払うものとする。

1 貸付の概要

種別	貸付事由	貸付限度額、返済回数及び返済方法	申込資格	手続き 申込締切日→審査日→送金日	添付書類
生活資金	臨時に資金を必要とするとき	・200万円以内 ただし、オートローン・教育資金は300万円以内 (貸付額は10万円単位)  ・120回(10年)以内 ただし、教育資金は240回(20年)以内  ・元利均等償還 ・ボーナス返済併用可  ・貸付日の翌月から返済開始(組合員本人の給与から控除)  ※教育資金は2口まで貸付可	加入後 1か月以上	8日→11日→15日  18日→21日→25日  28日→1日→5日	なし
生活福祉資金	組合員及び家族が介護看護、医療、出産及び葬儀費用等の資金が必要などとき				経費の内訳が証明できるもの(見積書等)又は借用理由欄に詳細を記入
オートローン	自己所有の自家用車、オートバイ、自転車の購入車検・修理費用。				注文書又は売買契約書の写し 車検・修理費の場合は見積りでも可
生活災害資金	組合員が水震火災等の被害にあったとき				罹災証明書の写し
教育資金	組合員本人又は組合員の子及び兄弟姉妹が高校、大学に入学・修学するために資金を必要とするとき				(入学時)合格通知書又は入学許可書の写し (在学中)在学証明書の写し
結婚資金	組合員本人又は組合員の子及び兄弟姉妹が結婚のため資金を必要とするとき				なし

2 貸付総額の上限

在会年数1年未満は200万円、1年以上2年未満は300万円、2年以上3年未満は500万円、3年以上5年未満は2,000万円を上限とします。(既に利用している貸付金残額を含む。)

3 貸付利率について

貸付利率は、年利1.80%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利等により変動する場合があります。

4 「貸付金借用申込書兼借用証書」の記入について

- 貸付実行日(送金日)をもって、「金銭借用証書」に代えますので、氏名記入欄は申込人が必ず自署で記入し、押印してください。(スタンプ式の印は不可)
- 給料月額、教職調整額を含まない額を記入してください。
- 送金先は、組合員本人(借受人)名義の口座に限り、ます。
- 借用金額は、10万円単位とし、毎月、ボーナス払いの内訳金額も10万円単位で記入してください。
- 借用理由は、該当する事項に○印を付けてください。「7その他」の場合はその理由を記入してください。
- 借用金額に応じた「収入印紙」を貼付し、申込みと同じ印で消印をしてください。

5 1回当たりの返済金額について

- 該当する賦金率を参照のうえ計算してください。互助組合のホームページに掲載の「返済シミュレーション」からも算出できます。借用金額×賦金率=1回当たりの返済額(円未満四捨五入)
- 送金日(貸付日)により初回の返済額は異なります。

6 ボーナス返済併用について

- 借用金額が100万円以上のとき、組合員1人につき1種別(奨学・教育資金は1口)のみご利用いただけます。
- 返済回数は、毎月返済の返済回数を6で除して得た回数以内とします。

7 申込締切日及び送金日について

- 4月、12月、3月の28日締切りはありません。
- 締切日が土・日曜日、祝日の場合は、前日とします。
- 送金日(貸付日)が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。

8 差引貸付

生活資金、生活福祉資金、オートローンは1年(12回)以上返済しているとき、教育資金は返済回数にかかわらず貸付限度額の範囲内で、現在借用中の貸付残額を申込書に記入の借用金額から差引いて貸付を受けることができます。

9 注意事項

- 業者等への支払を予定している場合は、送金日(貸付日)をご確認のうえお申込みください。
- 添付書類は、貸付審査において必要と判断した場合は、定められたものの他に書類の提出を求められる場合があります。
- 「貸付金借用申込書兼借用証書」は、弁済が終了した後においても返還いたしません。